

中部電力株式会社及び三菱商事パワー株式会社「(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年9月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、中部電力株式会社及び三菱商事パワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：千葉県銚子市沖
- ・原動力の種類：風力(洋上)
- ・出 力：最大350, 000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月26日
環境大臣意見受理	令和2年 8月25日
経済産業大臣意見	令和2年 9月18日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

中部電力株式会社及び三菱商事パワー株式会社「(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中であることから、本事業とこれらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。

(5) 最新の知見等の反映

風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び稼働後の水中音の発生による海生物等への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、海鳥が多く飛来しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているウミガラス等も確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等によるこれら鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 海生生物に対する影響

想定区域の一部及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に選定されており、本事業の実施による海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沿岸域の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえ、工事中における水の濁り等により、沿岸域の海生生物の生息・生育環境への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境

保全措置を講ずることにより海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき水郷筑波国定公園に指定されており、同国定公園内には「天王台園地」及び「犬若屏風ヶ浦線道路(歩道)」等の主要な眺望点が存在している。また、同区域の周辺には、「飯岡刑部岬展望館」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら主要な眺望点及び利用施設からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに国定公園の管理者、主要な眺望点や利用施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。